

地方独立行政法人府中市病院機構役員報酬等規程

平成24年4月1日

(趣旨)

第1条 この規程は、地方独立行政法人府中市病院機構の理事長、副理事長、理事及び監事（以下「役員」という。）の報酬、旅費及び退職手当に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 職員 地方独立行政法人府中市病院機構職員給与規程（以下「職員給与規程」という。）の適用を受ける職員をいう。
- (2) 職員兼務役員 職員業務を兼務する常勤の役員をいう。
- (3) 常勤役員 常勤の役員であって、職員兼務役員以外の者をいう。
- (4) 非常勤役員 非常勤の副理事長、理事及び監事をいう。

(役員報酬)

第3条 役員報酬は、基本報酬、通勤手当及び賞与とする。ただし、職員兼務役員は、役員としての報酬は基本報酬のみとする。

(基本報酬)

第4条 役員の基本報酬額は、次表のとおりとする。

役職名	常勤役員	職員兼務役員	非常勤役員
理事長	月額800,000円	月額200,000円	
副理事長	月額500,000円以内	月額100,000円	日額30,000円
理事	月額300,000円以内	月額50,000円	日額30,000円
監事			日額30,000円

(通勤手当)

第5条 常勤役員の通勤手当は、職員給与規程の適用を受ける職員の例による。

2 職員兼務役員の通勤手当は、職員給与規程により支給する。

3 非常勤役員の通勤手当は、当該役員の勤務日数に応じ、通勤に要する費用の相当額を支給する。

(賞与)

第6条 賞与は、6月1日及び12月1日（以下「基準日」という。）にそれぞれその日に在職する常勤役員に対して支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、

又は死亡した役員についても、同様とする。

- 2 賞与の額は、それぞれの基準日（退職し、又は死亡した役員にあつては、退職し、又は死亡した日）現在において役員が受けるべき基本報酬月額に、100分の120を乗じて得た額に職員給与規程において職員が支給される支給率及び基準日前6月に勤務した期間に対応する勤務期間率を乗じて得た額とする。

（旅費）

第7条 役員が職務のため旅行したときは、旅費を支給する。

- 2 旅費の支給額等については、地方独立行政法人府中市病院機構旅費規程の適用を受ける病院長の例による。

（退職手当）

第8条 常勤役員に対する退職手当は、地方独立行政法人府中市病院機構役員退職手当規程の規定により支給する。ただし、職員兼務役員に対する退職手当は、地方独立行政法人府中市病院機構職員退職手当規程の規定により支給する。

- 2 非常勤役員に対する退職手当は、支給しない。

（その他）

第9条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。